



山形県公報

平成16年12月17日(金)
第1603号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                             |                      |      |
|-----------------------------|----------------------|------|
| 指定居宅サービス事業者の指定.....         | (置賜総合支庁福祉課) ...      | 1331 |
| 県営土地改良事業に係る換地処分.....        | (村山総合支庁北村山農村整備課) ... | 1332 |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知..... | (森 林 課) ...          | 同    |
| 同.....                      | ( 同 ) ...            | 1333 |
| 同.....                      | ( 同 ) ...            | 同    |
| 民有保安林の指定施業要件の変更.....        | ( 同 ) ...            | 1334 |
| 開発行為に関する工事の完了.....          | (村山総合支庁建築課) ...      | 同    |
| 一般国道の供用の開始.....             | (最上総合支庁建設総務課) ...    | 1335 |
| 道路の区域の変更.....               | (置賜総合支庁建設総務課) ...    | 同    |
| 県道の供用の開始.....               | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ... | 同    |
| 道路の区域の変更.....               | (庄内総合支庁建設総務課) ...    | 同    |
| 県道の供用の開始.....               | ( 同 ) ...            | 1336 |

### 教育委員会関係

#### 告 示

|                        |   |
|------------------------|---|
| 山形県教育委員会12月定例会の招集..... | 同 |
|------------------------|---|

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

|                            |      |
|----------------------------|------|
| 海区漁業調整委員の解職請求に必要な有権者数..... | 同    |
| 政治団体の設立.....               | 1337 |
| 政治団体の届出事項の異動.....          | 同    |

### 公 告

|                                        |                   |      |
|----------------------------------------|-------------------|------|
| 一般競争入札の公告.....                         | (情報企画課) ...       | 同    |
| 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....                | (村山総合支庁企画振興課) ... | 1338 |
| 同.....                                 | ( 同 ) ...         | 同    |
| 同.....                                 | ( 同 ) ...         | 1339 |
| 平成17年度採用山形県立高等学校実習助手及び学校司書選考試験の実施..... | (教育委員会) ...       | 同    |
| 特定調達契約に係る落札者の公告.....                   | (病院事業局) ...       | 1341 |

## 告 示

山形県告示第1189号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                | 事業所の名称及び所在地                           | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------------|---------------------------------------|-----------|------------|
| 株式会社山川興業<br>西置賜郡白鷹町大字十王2861<br>- 1 | 白鷹介護サービスセンターふれあいの里<br>西置賜郡白鷹町大字畔藤5049 | 通所介護      | 平成16.12. 8 |
|                                    | 白鷹介護サービスセンターふれあいの里<br>西置賜郡白鷹町大字畔藤5049 | 短期入所生活介護  | 同          |

## 山形県告示第1190号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営宮下地区土地改良事業に係る換地処分をした。

平成16年12月17日

山形県知事 高橋和雄

## 山形県告示第1191号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年12月17日

山形県知事 高橋和雄

## 1 (1) 保安林予定森林の所在場所

米沢市大字築沢字大材壱6962 - 11、字太郎畑沢6963 - 15・6963 - 20（以上2筆次の図に示す部分に限る。）  
6963 - 28、字荒沢6964 - 1・6964 - 2（以上2筆次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林指定の目的

水源のかん養

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 2 (1) 保安林予定森林の所在場所

東根市大字沼沢字北ノ沢2709 - 1、字橋内沢2710 - 1、字二釜2711 - 1、字表沢2712 - 1

## (2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

## (3) 指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## ハ 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び当該保安林予定森林の所在する市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第1192号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
東田川郡朝日村大字大鳥字蘇岡1 - 1
  - (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
    - ハ 植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
  - 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
東田川郡朝日村大字荒沢字狩籠19、24、39 - 3、114 - 1、114 - 2、字髪中木11、16 - 1、字西山1 - 1、字荒沢山27
  - (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
  - (3) 指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐にかかる森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
    - ハ 植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第1193号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
飽海郡平田町大字中野俣字中里20 - 1、21、22、23、24、58 - 1、字長根山39、41、43、45、47
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

飽海郡平田町大字山谷字三ヶ沢22 - 1、24、25 - 1、25 - 3

(2) 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐にかかる森林は、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

八 植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び平田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第1194号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

米沢市大字関字平賀沢3927 - 1・字小深沢3928 - 1（以上2筆次の図に示す部分に限る。）、字唐沢3930 - 1、字清水裏3931 - 2

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山形県告示第1195号

次の開発行為は、完了した。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 許可番号

平成16年10月22日 指令村総建第5016号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

尾花沢市大字尾花沢字荒楯下3293 - 1、3293 - 6、3300 - 1、3300 - 2、3300 - 6、3300 - 11、3300 - 17、3300 - 39、3300 - 46、3300 - 66、3300 - 72

## 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称

尾花沢市大字尾花沢3300番地55

エフワンエフエー株式会社

## 山形県告示第1196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月17日から同年12月30日まで縦覧に供する。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字川口字上大淵862番5から  
同 5549番まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月20日

## 山形県告示第1197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月17日から同年12月30日まで縦覧に供する。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高畠川西線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東置賜郡川西町大字中小松字十王田2633番から<br>同 2637番1まで | 旧    | 10.0メートル<br>と<br>11.0 | メートル<br>180 |
| 同 上                                   | 新    | 10.5メートル<br>と<br>13.2 | 同 上         |

## 山形県告示第1198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成16年12月17日から同年12月30日まで縦覧に供する。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 路線名 米沢飯豊線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字手ノ子字八幡道西1694番1から  
同 字大西1224番5まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月20日

## 山形県告示第1199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月17日から同年12月30日まで縦覧に供する。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 比子八幡線  
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                            | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|------------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 酒田市大字宮内字一口17番6から<br>同 17番5まで |   | 旧    | 12.4メートル<br>と<br>12.1 | メートル<br>13 |
| 酒田市大字宮内字一口17番2から<br>同 17番5まで |   | 新    | 13.1メートル<br>と<br>12.4 | 同上         |

## 山形県告示第1200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月17日から同年12月30日まで縦覧に供する。

平成16年12月17日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 比子八幡線  
 2 供用開始の区間 酒田市大字宮内字一口17番2から  
同 17番5まで  
 3 供用開始の期日 平成16年12月17日

### 教育委員会関係

#### 告 示

## 山形県教育委員会告示第16号

山形県教育委員会12月定例会を次のとおり招集した。

平成16年12月17日

山形県教育委員会  
委員長 伊藤晴夫

- 1 招集の日時 平成16年12月21日（火）午後2時  
 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室  
 3 議 題  
 (1) 財団法人の解散の許可について  
 (2) 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
 (3) 教育委員会職員の人事について  
 (4) 教職員の人事について

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第183号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、504人である。

平成16年12月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安部 敏

## 山形県選挙管理委員会告示第184号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成16年12月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安 部 敏

その他の団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名  | 主たる事務所の所在地      | 届出年月日          |
|---------|---------|-----------|-----------------|----------------|
| 一 心 会   | 芳 賀 秀 明 | 安 孫 子 正 芳 | 寒河江市中央2 - 3 - 5 | 平成<br>16.11.29 |

## 山形県選挙管理委員会告示第185号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成16年12月17日

山形県選挙管理委員会  
委員長 安 部 敏

政 党

| 政治団体の名称  | 異 動 事 項   | 内 容     |         | 届出年月日          |
|----------|-----------|---------|---------|----------------|
|          |           | 新       | 旧       |                |
| 大坂正十四後援会 | 会 計 責 任 者 | 大 坂 正 吉 | 相 田 五 郎 | 平成<br>16.11.16 |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、共同アウトソーシング・システム開発実証事業業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁eラーニングルーム（15階）
- (2) 日 時 平成17年1月6日（木）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量  
共同アウトソーシング・システム開発実証事業（財務会計システムにおける統合連携システム（福岡県版）とのデータ連携及び統計データのXML対応システムの開発・実証）業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期限 平成17年2月25日（金）
- (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第125条第6項の競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (2) 2の(1)の役務に関し、迅速な提供を行う体制が整備されていることを証明できること。
  - (3) 7の(1)により提出された仕様書等により、基本的仕様、特質等が満たされ、使用目的に耐え得ることが証明できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総合政策室情報企画課電子県庁推進班 電話番号023(630)3115
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効  
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他山形県財務規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効である。
- 7 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、3の(2)に係る証明書、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を平成16年12月22日（水）午後3時までに提出すること。この場合において、仕様書等を提出した者は、入札日の前日までに仕様書等に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
  - (3) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
  - (4) 詳細については入札説明書による。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年11月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名 称  
特定非営利活動法人 袖崎雪室研究会
  - (2) 代表者の氏名  
東海林 誠
  - (3) 主たる事務所の所在地  
村山市大字土生田1018番地の2
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、主に村山市において、地域住民・行政・農協・企業と一体となって、地域エネルギーである雪を利用した利雪農業や雪室施設の技術革新の研究を行い、雪に苦しんだ雪国がその雪を恵みと捉え、誰もが住んでみたいと思うような、新しい雪国づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請のあった年月日  
平成16年11月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された



目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 エンジェル・ハート

(2) 代表者の氏名

佐東 則子

(3) 主たる事務所の所在地

山形市南原町三丁目 8 番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民を対象に、手助けを必要とする人に、手助けできる人が、誠意を持って福祉サービスを提供し、又、健全な子供の育成等への支援を行い、共に協力し合って、豊かで住みよい地域社会をめざしていくことをもって福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年12月17日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成16年11月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 あゆみ

(2) 代表者の氏名

武田 正博

(3) 主たる事務所の所在地

天童市大字大町250番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、要介護認定者に対して、介護に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

平成17年度採用山形県立高等学校実習助手及び学校司書選考試験を次のとおり実施する。

平成16年12月17日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 日 野 雅 夫

1 選考を行う校種・職・職務内容・志願資格・採用見込数

| 校種       | 職                                    | 職務内容                                                        |                                               | 志願資格                                                                      | 採用見込数 |
|----------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------|
| 高等学<br>校 | 実<br>習<br>助<br>手                     | 普通系<br>(理科・家庭)                                              | 普通科を置く高等学校において、理科・家庭科に係る実験又は実習について、教諭の職務を助ける。 | 高等学校を卒業した者又は平成17年3月31日までに卒業する見込みの者                                        | 若干名   |
|          |                                      | 商業系                                                         | 商業に関する学科を置く高等学校において、商業に係る実習について、教諭の職務を助ける。    | 高校、大学等において商業関係の学科を修めて卒業した者又は平成17年3月31日までに当該学科を修めて卒業する見込みの者                | 若干名   |
| 校        | 学<br>校<br>司<br>書<br>(技能<br>労務<br>職員) | 学校図書館で、主に、図書や視聴覚教材の案内や貸し出し、購入、相談、情報機器(パソコン等)や視聴覚教材の整備などを行う。 |                                               | ・司書若しくは司書補の資格を有する者<br>又は平成17年3月31日までに当該資格を取得する見込みの者<br>・昭和50年4月2日以降に生まれた者 | 若干名   |

(注) 各職種に共通する志願資格

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の欠格条項に該当しない者（準禁治産者を含む。）

## 2 出願手続

### (1) 志願書等の用紙の交付

平成16年12月17日（金）から教育庁高校教育課（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で交付する。郵送希望者は、返信用として封筒の表に「実習助手及び学校司書選考試験実施要項請求」と朱書し、郵便番号及びあて先を明記のうえ、140円切手をはった角型2号封筒（33cm×24cm）を同封して簡易書留で申し込むこと。

### (2) 提出書類（出願に際しては、イ、ロを提出し、ハ、ニ、ホは試験当日持参すること。）

#### イ 志願書

#### ロ 封筒1通（長形3号封筒 23.5cm×12cm）

郵便番号及びあて先を明記し、80円切手をはること。

#### ハ 最終学歴に係る学校の長による人物証明書（厳封親展）

出願時現在勤務している者は、勤務先所属長による人物証明書をもって代えることができる。

#### ニ 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封親展）

#### ホ 採用志願者健康診断票（厳封親展）

平成17年1月1日以降に、医療機関において、採用志願者健康診断票の全項目について健康診断を行ったもの

### (3) 志願書等の受付期間及び提出先

#### イ 提出期間 平成17年1月4日（火）から平成17年1月14日（金）まで

#### ロ 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（郵送による出願は簡易書留で、平成17年1月14日（金）必着とする。）

#### ハ 提出先 山形県教育庁高校教育課（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）

## 3 選考試験

### (1) 学校司書

#### イ 日時 平成17年1月25日（火）午前9時30分から

#### ロ 場所 山形県庁講堂（2階）

#### ハ 試験種目及び内容

##### (イ) 筆記試験

##### a 一般教養試験(高等学校卒業程度の内容)

##### b 作文

##### (ロ) 面接試験

#### ニ 日程 当日指示する。

### (2) 実習助手

#### イ 日時 平成17年1月28日（金）午前9時00分から

#### ロ 場所 山形県教育センター大視聴覚室

#### ハ 試験種目及び内容

##### (イ) 筆記試験

##### a 一般教養試験(高等学校卒業程度の内容)

ただし、それぞれ普通系は理科・家庭、商業系は商業に関する学科の内容を含む。

##### b 作文

##### (ロ) コンピュータ実技試験

##### (ハ) 面接試験

#### ニ 日程 当日指示する。

## 4 選考試験結果の発表等

### (1) 選考試験の結果は、平成17年2月下旬に本人あてに通知する。

### (2) 採用は、平成17年4月1日以降とする。

## 5 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例(平成12年10月県条例第62号)第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、

学生証、旅券等)を持参の上、午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分までの間に教育庁高校教育課に直接請求する。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない。)

| 開示内容  | 開示期間         | 開示場所        |
|-------|--------------|-------------|
| 総合ランク | 合格発表の日から1か月間 | 山形県教育庁高校教育課 |

#### 6 その他

受験手続その他受験に関する詳細については、山形県教育庁高校教育課（023-630-2863）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年12月17日

山形県立鶴岡病院長 灘 岡 壽 英

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立鶴岡病院医療情報システム機器等賃貸借契約 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立鶴岡病院総務経営課 鶴岡市大字高坂字堰下28番地 電話番号0235(22)2690
- 3 落札者を決定した日 平成16年12月3日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号
- 5 落札金額 26,088,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成16年10月22日

平成16年12月17日印刷  
平成16年12月17日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056